



事 務 連 絡  
平成21年8月27日

各都道府県地域医療再生計画担当課 御中

厚生労働省医政局指導課

地域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A〔追加版〕の送付について

地域医療再生計画につきましては、平成21年6月5日付医政発第0605009号厚生労働省医政局長通知「地域医療再生計画について」、平成21年6月16日に実施した「全国地域医療再生担当課長会議」での説明及び「地域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A」等を通じて、ご説明しているところです。

標記につきましては、その後の各都道府県担当者からの相談の中で多かった質問につきまして、その内容をQ&A〔追加版〕として別添のとおり送付しますので、今後の地域医療再生計画の策定にお役立てください。

## 地域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A〔追加版〕

質 問	回 答
<b>&lt;再生計画について&gt;</b>	
<p>1 医療計画において複数の二次医療圏を一つの圏域として位置づけているため、地域医療再生計画において二次医療圏より広い地域を対象地域とすることは可能か。</p>	<p>地域医療再生計画の対象地域は、二次医療圏を基本とする地域が原則であるが、その例外として合理的な理由のある場合に限り、周辺の地域を含めることが可能としているところ。</p> <p>しかし、その場合においても以下に掲げる例のように客観的なデータ等に基づいた論理的な説明が必要である。</p> <p>すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者の動態などの現状分析、客観的データに基づいた実状から、都道府県医療計画における二次医療圏よりも 広い地域を対象地域とする方がより効率的に医療確保が図れるとの説明ができる場合（この場合は、次期医療計画策定時に二次医療圏の見直しを検討いただきたい）</li> <li>・ 都道府県医療計画において周産期医療について、既に二次医療圏よりも広い地域を設定している場合、などについては、二次医療圏よりも広い地域を対象地域として地域医療再生計画を定めることが可能な場合がある。</li> </ul> <p>個別ケース毎の詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
<p>2 医師確保事業等の県全体に効果的な事業だけで計画を策定することは可能か。</p>	<p>地域医療再生計画は、二次医療圏を基本とする地域を対象地域として設定し、当該地域の医療課題の解決を目的として策定するものであることから、課題解決のための各種事業群は、当該二次医療圏を対象とするものである。</p> <p>ただし、医師確保事業等は、課題解決のため必須な事業であり、かつ県全体で実施した方が効率的であると考えられることから、例外的に県全体を対象とすることができるとしている。</p>

質 問	回 答
<p>3 一つの医療機関（複数医療機関の再編を含む）を建替整備することにより、機能強化及び医療連携が図れるので、基金を集中的に投入したい。この二次医療圏は、この病院を何とかしないと成り立たない。</p>	<p>地域医療再生計画は、地域の医療水準を向上させるため、その地域が直面する課題を地域全体で面的に解決することを目的として作成するものである。</p> <p>このため、一つの医療機関（複数医療機関の再編含む）だけを整備するのみの計画ではなく、地域におけるそれぞれの医療機関の役割分担や連携の推進など地域医療の確保が継続的になされるような計画が重要である。</p>
<p>4 100億円程度の計画として計画が承認されなかった場合、25億円程度の計画として再度申請する時期如何。</p>	<p>100億円程度の計画は10箇所に限られるため、すべての計画が承認されるわけではない。</p> <p>承認されなかった場合に、有識者による協議会の審議後に経費や事業を縮小した計画を改めて準備するのでは、十分な検討時間を確保できないことから、あらかじめ、25億円程度の計画に組み替えるならば、どのような事業を実施するか検討し、100億円程度の計画と一緒に提出していただきたい。</p> <p>その場合でも計画毎の優先順位を付けていただきたい。  例、①100億円程度の計画、②25億円程度の計画、  ③100円程度の計画が承認されなかった場合の  25億円程度の計画</p> <p>なお、この場合の計画についても都道府県における医療審議会等での意見を聴取するなど関係者のコンセンサスを得ておくことが重要である。</p>

質 問	回 答
<b>&lt;対象事業等について&gt;</b>	
<p>5 再生計画において、施設整備につき、当初から平成25年度末以降を完成時期とすることは可能か。例えば、工事期間が平成23年度～平成26年度末の場合。</p>	<p>本基金事業の実施期限は、平成25年度末までである。  ただし、施設整備に限っては、やむを得ない合理的な説明ができれば、例外的に平成25年度末までに工事が終了しなくても、基金事業の実施が可能な場合がある（運営費等の施設整備以外の事業は、25年度末までである）。  施設整備に係る個別ケース毎の詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>